

# 令和3年度 授業料・寄宿料及び諸経費口座振替予定表(新1年生用)

米子工業高等専門学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
振替日	4/26(月)	5/26(水)	6/28(月)	7/26(月)	8/26(木)	9/27(月)	10/26(火)	11/26(金)	12/27(月)	1/26(水)	2/28(月)	《なし》

## 1. 授業料(全員)

納入科目	徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業料	徴収額	←(前期分) 就学支援金認定まで徴収猶予 → ※1						←(後期分) 就学支援金認定まで徴収猶予 → ※1					

※1 授業料(年額234,600円)については、「高等学校等就学支援金」制度により国からの助成を受けた額との差額が原則半期毎に振替となります。

ただし、高等学校等の在籍期間が36月を超えていない学生に限ります。36月を超えており就学支援金の対象とならない学生については、5月・11月に半期分(117,300円)が振替になります。

なお、振替金額については、「高等学校等就学支援金」額の決定後(9月以降頃)に振替時期と併せて改めてお知らせします。就学支援金決定の時期によっては前期・後期分を合算して振り替える場合があります。

## 2. 諸経費(全員)

納入科目	徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
後援会費	徴収額						13,000		5,000				
学生教育環境充実助成費							10,000						
小計							23,000		5,000				

※5月の口座振替日に「後援会費13,000円、学生教育環境充実助成費10,000円」が引き落としとなった方につきましては、9月に再度の引き落としはいたしません。(返還希望の方は除く。)

## 3. 寄宿料(寮生)

納入科目	徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
寄宿料(複数人室)	徴収額※2		4,200						4,200				

※2 寄宿料の金額については、複数人室4,200円(=@700円×6ヶ月)で半期毎の振替になります。

## 4. 寮諸経費(寮生)

納入科目	徴収月	4月	5月※3	6月	7月	8月	9月	10月	11月※4	12月	1月	2月※5	3月
入寮費	徴収額		3,000										
寮管理費			22,000	11,000	11,000	5,500	11,000	—	22,000	11,000	11,000	11,000	
寮生会費			3,500										
小計			28,500	11,000	11,000	5,500	11,000	—	22,000	11,000	11,000	11,000	

※3 口座振替手続の都合上、4月分の経費は5月分と合算して振り替えます。

※4 システムトラブルの為、10月分の経費は11月分と合算して振り替えます。閉寮期間中に行われる特別宿泊・特別開寮に参加する寮生は、寮管理費額が変更になりますのでご注意ください。

※5 閉寮期間中に行われる特別宿泊・特別開寮に参加する寮生は、寮管理費額が変更になりますのでご注意ください。

(裏面の注意事項等をよくご確認ください)

#### 【注意事項】

- ・記載された金額は、学納金の追加・変更等例外のない場合の参考金額です。
- ・年度途中に発生・変更のある経費については、別途ご連絡のうえ、表の該当月に記載の経費と併せて引き落しを行います。
- ・寮関係経費については、寮務係より別途通知いたします。寮生と通学生で個人毎の振替額が違いますので、ご確認の上、各月の合計額を把握しておいてください。
- ・学寮給食費は委託業者に直接振替となります。
- ・原則、毎月26日振替です。また、当日が銀行休業日の場合、翌営業日の振替となります。
- ・口座振替されたときには、「CP.コウセンキコウカクノウキン」(高専機構学納金の意味です)と印字されます。
- ・口座振替手数料(1回につき68円)については、ご負担をお願いします。
- ・振替日における振替用口座の残額が、当月の振替合計額(振替手数料・前月末納額含む)に1円でも満たない場合は振替できません。

※ 授業料・寄宿料は半期毎の納付期限までに納付いただけない場合、原則、除籍・退寮となります。

また、その他の諸経費が未納の場合においても、学生に不利益が生じることがありますので、振替日は厳守願います。

#### 【振替できなかった場合】

- ・口座振替がされなかった場合、翌月10日頃に機構本部より督促状が発送されます。
- ・残高不足等により振替ができなかった場合、原則、翌月に再振替を行います。その場合、翌月に新たに発生する納入額との合計額が振替となります。  
(ただし、未納額があるために当該事業が実施できない場合には、やむを得ず銀行振込や現金で納付いただく事があります。)
- ・3月は口座振替を行わないため、銀行振込及び現金持参による納付となります。

#### 【補足事項】

- ・4月分の経費は5月分と一緒に5月に振替となります。
- ・金額の内訳、引き落とし金額、振替口座等ご不明点がありましたら、下記問い合わせ先へ連絡してください。
- ・納付いただいた学納金の返還が必要となった場合、直接的な要因が本校を含む国立高等専門学校機構にある場合(引落額の誤り等)を除き、返還に係る振込手数料は原則ご負担いただきますので、ご了承ください。

#### 【問い合わせ先】

〒683-8502 米子市彦名町4448

米子工業高等専門学校 総務課 財務係

電話 0859-24-5012